

ポツダム宣言を読もう

戦後の日本の民主化との関係を読み取ろう

日本に降伏の機会を与える

1. われら(アメリカ)合衆国大統領、中華民国政府主席及び、グレート・ブリテン国(イギリス)総理大臣は、われらの数億の国民を代表し、協議のうえ日本国に対して、今回の戦争を終結する機会を与えることに意見が一致した。

圧倒的な軍事力で困んでいる

2. アメリカ合衆国、イギリス帝国及び、中華民国の巨大な陸、海、空軍は、西方より自国の陸軍及び、空軍に依る数倍の増強を受け、日本国に対し最終的な打撃を加える態勢を整えた。この軍事力は、日本国が抵抗を終止するにいたるまで、日本国に対し戦争を遂行するための一切の連合国の決意によって支持されていて、かつ鼓舞されているものである。

日本は完全に破壊されるだろう

3. 蹶起(決起)する世界の自由な人民の力に対するドイツ国の無益かつ無意義な抵抗の結果は、日本国国民に対する先例を極めて明白に示すものである。現在、日本国に対し集結しつつある力は、抵抗するナチスに対し適用された、全ドイツ国人民の土地、産業及び、生活様式を必然的に荒廃させた力に比べ、計り知れないほど、さらに強大なものである。われらの決意に支持された、われらの軍事力の最高度の使用は、日本国軍隊の不可避かつ完全な壊滅を意味すべく、また、必然的に日本国本土の完全な破壊を意味している。

軍国主義をすてよ

4. 無分別な打算により、日本帝国を滅亡の淵に陥れた、わがままな軍国主義的助言者により日本国が引続き統御されるべきか、あるいは、理性の道を日本国が進むべきかを日本国が決意すべき時期は到来した。

日本の降伏条件

5. われらの条件は次の通りである。われらは、次の条件より離脱することはありえない。次に代る条件は存在しない。われらは、遅れることを認めない。

軍国主義を徹底的に排除する

6. われらは、無責任な**軍国主義**が世界より駆逐されるまでは、平和、安全及び、正義の新秩序が生まれることは不可能であると主張するものである。それゆえ、**日本国国民をだまし、世界征服の挙に出た誤りを犯させた者の権力及び、勢力は永久に除去されるべきである。**

日本を占領支配する

7. 前項のような新秩序が建設され、かつ、日本国の**戦争遂行能力が破砕されたことの確証があるように至るまでは**、**連合国の指定する日本国領域内の諸地点は、われらのここに指示する基本的目的の達成を確保するために占領されるべきである。**

8. 「カイロ宣言」の条項は履行(りこう)するようになしなければならない。また、**日本国の主権は本州、北海道、九州及び、四国ならびにわれらの決定する諸小島に局限されるべきである。**

武装を解除する

9. **日本国軍隊は完全に武装を解除されたのちに**、各自の家庭に復帰して平和的、かつ、生産的な生活を営む機会を与えられるべきである。

民主主義的傾向の復活

10. われらは、日本人を民族として奴隷化しようとしたり、また、国民を滅亡させようとする意図をもつことはないけれども、われらの俘虜を虐待した者を含む**一切の戦争犯罪人に対しては、厳重な処罰を加えられるべきである。**日本国政府は、日本国国民の間において**民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙(しょうがい)を除去するべきである。言論、宗教及び、思想の自由ならびに基本的人権の尊重は確立されなければならない。**

実物賠償(賠償金ではない)

11. 日本国はその**経済を支持し、かつ公正な実物賠償の取立を可能にさせるような産業を維持することを許されるべきである。**ただし、日本国を戦争のために再軍備を可能にするような産業はこの限りではない。この目的のための原料の入手(その支配とは、これを区別する)を許可されるべきである。日本国は将来、世界貿易関係への参加を許されるべきである。

平和的な政府の樹立が独立の条件

12. 前記の諸目的が達成されて、かつ、日本国民の自由に表明する意思に従って平和的傾向をもち、かつ責任ある政府が樹立されたときには、連合国の占領軍はただちに日本国より撤収されるべきである。

無条件降伏だけが条件

13. われらは日本国政府が、ただちに全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、かつ前項の行動において同政府の誠意が適当であり、かつ、十分な保障を提供することを同政府に対して要求する。これ以外の日本国の選択は迅速かつ完全な壊滅(かいめつ)がまつだけである。